

各 位

株式会社 オオゼキ  
代表取締役社長 石原坂 多聞  
(登録銘柄・コード 7617)  
問い合わせ先  
管理本部長 藤本 昌訓  
TEL 03(5355)6685(直通)

## 新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 4 月 16 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施等を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 15 年 5 月 22 日開催予定の当社第 45 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、ストックオプションの目的で、当社の取締役および従業員に対して、新株予約権を発行するものであります。

なお、ストックオプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをなすべき金額は下記要領(5)に定めるとおり時価を基準とした価格としております。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役および従業員

##### (2) 割当てする新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 120,000 株を総株数の上限とする。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

##### (3) 発行する新株予約権の総数

1,200 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 100 株とする。

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

##### (5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の日本証券業協会が公表する当社株式普通取引の

最終価格の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の金額は切り上げる。以下「払込価額」という。）に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

ただし、当該払込価額が新株予約権発行の日の最終価格（当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格をもって払込価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行（転換社債型新株予約権付社債の転換及び新株予約権による権利行使の場合を含まない。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} + \text{または処分自己株式数} \times \text{または処分金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} + \text{または処分自己株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併、または会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要かつ合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の権利行使期間は、平成 17 年 6 月 1 日から、平成 19 年 5 月 31 日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使には、行使時において、被割当者が当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

新株予約権は、新株予約権数の一部につき、これを行行使することができる。

ただし、1 個未満の新株予約権数については、この限りでない。

その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定する。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

新株予約権の消却事由については、上記「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合に無償にて消却することができる。

当社が吸収合併により消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約書の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注 1) 具体的な発行内容及び割当の条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

(注 2) 上記の決議は、平成 15 年 5 月 22 日開催予定の当社第 45 回定時株主総会において「株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上